

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	阿賀野市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,166
交通不便地域	3,772

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,772	沖通、小島、著木免、七島、粕島、前山、関屋、高瀬島、塚田、下一分、滝沢、村岡、熊堂、長尾、上蔵野、上高岡、上西野、中ノ通、飯山新、藤屋、高田、山倉・上高岡、山倉新田、しらとり、上高田、榎、籠田、羽多屋、中山、ツベタ、丸山	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
33,166	$33,166 \times 150円 \times 1.0 + 2,500,000円$	7,474千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)